

1 学校の概要

東京都立墨田川高等学校

所在地・電話番号	〒131-0032 所在地：東京都墨田区東向島3-34-14 TEL：03-3611-2125				
児童・生徒数 (平成15年5月1日現在)	学 年	生徒数			学級数
		男	女	計	
	第1学年	130	194	324	8
	第2学年	143	180	323	8
	第3学年	130	175	305	8
	計	403	549	952	24
教員数	58 名				
学校・地域の 教育的環境	本校は東京下町の向島に位置し、生徒は庶民的な環境の中でのびのびとした高校生活を送っている。80年以上の歴史を有し、昔から地域に密着した学校運営がなされている。平成12年度に都立高校初の進学重視型単位制に移行し、生徒は自らの進路にあわせて自由な時間割で学習を進めている。				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

さまざまな教科の授業ですべての生徒が著作権教育を受ける

(2) 研究のねらい

平成15年度の研究活動では、特定の教科において一部の生徒に対する著作権教育の実践を行った。その結果、高校における著作権教育の可能性と必要性について検証することができた。そこで、本年度はすべての在校生に対して著作権教育を実施するという目標を立てた。また、本年度は複数の教科において、著作権教育の可能性を検証することを目指した。これに関連して、できるだけ多くの教員が著作権に対する理解を深め、それを個々の教科に活用することを目標とした。

(3) 研究の概要

本年度は、昨年度の研究担当者（数学科・情報科）に加えて、国語科と公民科の教員が研究に参加した。

まず、それぞれが担当する教科において著作権に関連する単元を抽出し、授業における著作権のあつかいの可能性を検討した。数学科の選択講座「コンピュータ」においては、昨年同様の内容で、著作権についての解説と「著作権クイズ」を実施した（昨年度実践報告参照）。国語科の「国語総合（現代文）」では、芥川龍之介の『羅生門』をはじめとした文学作品に親しむことを契機に、生徒にインターネット上の「青空文庫」というサイトにアクセスさせることで「著作権の消滅」という内容をあつかった（添付資料①「国語科における実践」を参照）。公民科の「倫理」では、知的所有権の指導に関連して著作権を解説し、生徒の身の回りにある知的所有物に注目することで、著作権への意識向上の指導を行った上で、その後の課題追究学習において著作権を意識したレポート作成の実践を行った（添付資料②「公民科における実践」を参照）。

一方、1年次生から3年次生までが1単位で履修する「総合的な学習の時間」において、「研究発表と著作権」というテーマで著作権の指導を行った（添付資料③「総合的な学習の時間における実践」を参照）。本年度は、3年次生が旧教育課程を履修しているため、実際に指導した学年は、1年次生と2年次生であったが、2学年すべての生徒が著作権に関する基本的な知識を学習し、年度末の「研究発表」において「著作権に留意した報告書の作成」というテーマで実践的な学習活動を行った。ちなみに、この研究発表は、「キャリア教育」の一環として毎年実施されるもので、数ヶ月間をかけて個々の生徒がさまざまな情報を収集し、自らの進路選択に生かすという目的で年度末に行われるものである。

「総合的な学習の時間」の指導には多くの教員が動員されるため、校内の教員を対象とした「著作権研修会」を実施した。具体的には、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会に講師派遣を依頼し、著作権の基本的な知識と、学校現場で留意すべき点などについて講義していただいた。

(4) 研究の成果

本年度の最大の成果は、1年次生と2年次生に著作権に関する実践の伴った指導が行えたということである。また、複数の教科で著作権教育を実施し、生徒が著作権についての学習をさまざまな場面で行えるということが確認できた。教員対象の著作権研修会においても、具体的な質問が数多く寄せられ、教員の著作権に関する関心の高さを確認できた。

以下に、本年度の研究で得られた成果について述べる。個々の詳細な内容については、別添の報告書および資料を参照していただきたい。また、「コンピュータ」における実践内容は昨年と同じものであるため、報告書および資料については昨年度のものを参照していただきたい。

(1) 生徒の研究発表活動を通して著作権に対する理解を深められた

「進学重視型単位制」をとっている本校では、1年次からキャリア教育を重視している。進むべき進路を自らの判断で決めるため、年度末に学年単位で研究発表会を開いている。事前調査においてインターネットやデジタル媒体を利用することが多く、安易な「コピー・アンド・ペースト」をさせないために、クラス単位で著作権に関する指導を行った。その結果、情報収集の過程で得られた文書情報などには「引用」の正しい使い方が徹底されていて、著作権の存在と遵守を意識できるようになった。

(2) さまざまな授業で著作権教育が可能であることを確認できた

昨年度は「コンピュータ」という、学習内容に著作権があつかわれる科目で授業実践を行ったが、本年度は、「倫理」における「知的財産権」、「国語総合（現代文）」における「文学作品の著作権」という2つの単元で、著作権の指導を行うことができた。年度当初、「家庭」における「消費者教育」という単元でも著作権に関する授業を実施する予定であったが、担当者が産休に入ったため、実施するに至らなかった。

(3) 教員の校内研修で著作権に対する関心を高めることができた

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会から講師を招いて行った校内研修では、著作権に関する複数の資料を校内の全教員に配布した。研修会では、著作権の基本的な知識からはじまり、学校現場特有の問題を具体的な事例を交えて解説していただいた。著作権の重要性は耳にすることが多いが、実際の指導場面ではどのようなことがポイントになるかはじめて理解できたという意見が出されるなど、学校における著作権教育への動機付けとしては十分な効果が得られた。

添付資料①－１「国語科における実践」

２ 研究成果の概要（研究者：山内貴）

（１）研究主題

著作権を自分の身近なものとして捉え、その意義や必要性を理解するとともに、国語教科の観点から、読書をする習慣を喚起させる指導。

（２）研究のねらい

著作権に関する情報が昨今あらゆるところで採り上げられているが、教科の特性上、生徒にとって身近なものは文学作品への著作権意識である。生徒の「読書離れ」が進んでいると言われるが、携帯電話でメールに親しんだり、インターネット上での掲示板やブログの充実等、「活字離れ」が進んでいるとは言い難い。そこで、著作権は文学作品をはじめとして各種メディア、ひいては自分の発信する情報にも存在する「生活に欠かせないもの」として認識させ、著作権の正しい認識と使い方を学ばせる。また、インターネットでも文学作品を味わえる事を授業を通して知ることにより、様々な方法を通じて「読書体験」の可能性を提示し、「読書する習慣」を喚起させる指導を行う。

（３）研究の概要

前年度から研究を続けている小泉教諭の依頼を受け、情報教科のみならず学校全体で多角的に著作権教育を模索していくという取り組みの一環として、国語科における著作権教育の研究を研究担当者の授業を通じて行うこととした。

具体的には「著作権の消滅」に関する事項を生徒に提示すべく、本校１年次生の国語総合現代文領域で芥川龍之介の『羅生門』を授業実施し、その直後に本研究授業を実施した。したがって研究担当者の授業（国語総合現代文領域・週２単位×２講座：１時限４５分）が対象である。

はじめに身近な著作権問題を採り上げることによって、生徒への関心を持たせるべく、文化庁サイト、各種文献、インターネット上から情報を収集し、著作権の概要を説明できるような項目を盛り込みながら、身近な著作権に関するテストを作成し、解答させることにした。次に、直前に学習した芥川龍之介『羅生門』がテストの中の「著作権の消滅」に該当する文学作品であることを認識させ、そのような作品を集めたインターネット上のサイトの存在を示すこととした。このサイト（「青空文庫」<http://www.aozora.gr.jp/>）上には上記『羅生門』の他にも多数の作品が閲覧できることをパソコンを使いながら確認させ、気軽に文学作品を味わえる可能性を明示し、今後様々な形で「読書」する習慣を持てるように指導することにした。さらに、「消滅しない著作権」も作品作成者への使用許諾をとるという方法で様々な活動が可能になることを説明すべく、研究者が「総合学習の時間」に教材で使用した日本放送協会の番組作成者への放映許諾のやりとりをしたメールを提示することにした。著作権の解釈と行使の仕方を学び、自己の個人研究（１年次と２年次の総合学習内で実施）への活動の参考にすることも目指した。

添付資料①－１「国語科における実践」

（４）研究の成果

研究を授業内で行うという事が目標であったが、十分な準備が整わなかった。そのため、成果に値する事が大いに得られたとは言い難いかもしれない。しかし、国語科の指導という狭い領域に留まることなく、総合学習の時間への授業連携の可能性も示すことが出来たのは収穫であった。また、何よりも生徒が「青空文庫」のサイトを閲覧する姿を垣間見ながら、決して生徒たちは「活字が嫌い」な訳ではない事を研究者自身が認識できたことは、今後の教科指導において著作権をどのように活かしていくかの意識を改めて感じさせられた。

以下に本研究で得られた成果と今後の課題について示す。

【研究の成果】

（１）著作権において正しい認識を持つきっかけを与えられた

日常生活において著作権は避けられない問題であり、様々な場面で著作権の重要性を自覚することによって、「知らないうちに人が嫌がることをしない」という意識を芽生えさせられた。

（２）身近な読書機会の拡大を示すことが出来た

パソコンに向かう時間が飛躍的に増加した現代の生徒が一概に「活字離れ」「活字嫌い」とは言えず、実は活字に対する感覚は今までとは異なる形で磨かれており、その世代に対して、日常の生活の中に自然な形で「文学作品を味わう」可能性を持たせることが出来た。

（３）著作権における使用許諾の方法を示せた

テレビ番組の録画と視聴、という日常に最も身近ともいえる題材を使い、著作物には著作権があるが、必ずしも使用できないものではない。正しい知識に基づいて使用許諾を求めることによって、研究や発表等の自己活動に積極的に活かすことが出来る事を教え、さらにそのようなことを通じて自己のネットワークを広げることにもつながるという考え方を養えた。

【今後の課題】

（１）日常生活における著作権への意識づけ

今回このような形で著作権について授業する機会を得たが、授業だけに限らず学校生活全体を通じて「著作権を身近に」考えることは今後も求められるところである。また、著作権が消滅することと、それを情報として使用する側の意識（モラル）を養う必要がある。著作者や著作物そのものに対する尊厳は失われることはない。「人の嫌がることをしない」部分もふまえながら、「よいものを人に知らしめる」ために「青空文庫」のようなサイトが存在し、多くのボランティアがそこに携わっている事によって世の中に文学作品が様々な形で存在しているという事実を深めさせることが肝要である。

（２）読書スタイルの変化と本を読むということ

著作権指導を行いながら、文学作品を読む習慣を喚起する事を目標としたが、書籍には書籍の良さがある。単純な読書機会の拡大にとどまらず、一般的に「活字離れ」と評される生徒達の世代でも「活字に関する関心が高い」のは前述したとおりである。したがってそういった「活字への関心」を書籍の読者層として拡大させることは今後も継続的に行っていく事が当然ながら求められる。

添付資料①－２「国語科における実践」

NHKに送付した放映許諾のお願いの文面

初めまして。都立墨田川高校教諭の山内貴と申します。いつも番組を録画し、拝見しております。非常に良くできた番組で、感心させられることが多いです。これからもますます楽しみにしております。>

さて、本日お便りしましたのは、本番組を勤務校の総合学習の時間に使用させていただきたいというお願いです。私は現在、勤務校におきまして、1年の総合学習の時間のとりまとめをしております。進路指導部に所属している関係でこのような仕事を仰せつかっております。昨今の進路指導は「将来を考える」ものが中心で、単位制高校の顔を持つ勤務校でも、そのような指導が行われてきておりますが、果たして、そのように生徒達を急がせることが良いものなのか、単位制であるからこそ、「必要な」科目を修得するだけでなく、本当の意味で「将来を考える」ためにいろいろな事柄を知ってもらいたく考えるようになりました。昔、「モラトリウム」と呼ばれた世代の彼らに、「本当にモラトリウム」の世代になってもらうための一つの問題提起として考えております。実際の方法は録画した物を各クラスで視聴させ、個人の考えをまとめさせたいと思っておりますが、出来れば、同じ物を一斉に見せるのではなく、各クラスで異なった放送回（異なった職業）を敢えて見せてみたいと考えております。

昨今の著作権等の問題もあり、今回このような使用許可を取らせていただくことにいたしました。お忙しいところ恐縮ですが、来月中旬の授業教材を予定しておりますので、来月はじめくらいまでにご判断の回答をいただければ幸いです。今回の試みがうまくきましたら、1年でも別の機会を予定したり、2年生にも働きかけていきたいと思っております。もちろん、貴社から送付されております番組宣伝用ポスターは進路室前の一番見やすいところに掲示させていただいております。なにとぞ前向きなご回答をお願いいたします。

添付資料①－3 「国語科における実践」

「青空文庫」ってご存じですか？

～ちょっと変わった今どきの読書のススメ～

「青空文庫」という言葉を皆さんはご存じでしょうか？

私はちよくちよくお邪魔しているのですが、何のことかわからない方もいると思いますので、とりあえずはこんなお話から……。

話はいきなり変わりますが、最近世の中にだいぶん認知されてきた「著作権」という言葉。皆さんは「著作権」についてどのくらいご存じでしょうか？

まずはちょっとしたテストから。以下の質問について著作権上

問題がないと思うものには (○)

問題があると思うものには (×) を入れてみて下さい。

- (1) 好きなミュージシャンのCDをMDに録音して聞く。()
- (2) 好きなミュージシャンのCDをMDに録音して友達にあげる。()
- (3) レンタルショップで複数のミュージシャンのCDシングルを借り、自分だけのオリジナルベストをMDで作り、通学途中に聴いた。()
- (4) 文化祭の宣伝チラシにミッキーマウスのイラストを描いて配る。()
- (5) 吹奏楽部の楽譜を1部購入し、部員全員にコピーして配る。()
- (6) 先生が本からコピーしたものを授業で資料として配る。()
- (7) 読書感想文を本に書かれているものからほとんど写して書いた。()
- (8) ゲームのソフトを友達と貸し借りする。()
- (9) 学校のお昼の放送で、はやっている新曲のCDを流す。()
- (10) 学校祭で他人の書いた台本を演劇として上演した。()
- (11) 総合学習の時間でNHKの番組を勝手に録画して生徒に見せた。()
- (12) 代ゼミの模擬試験でハリーポッターの文章を問題として勝手に出題した。()
- (13) 定期考査で芥川龍之介の「羅生門」の文章を勝手に使って問題を作った。()

添付資料②「公民科における実践」

公民科「倫理」における著作権に関する指導

～「知識」から「運用」へ～

東京都立墨田川高等学校

公民科教諭 松澤 徹

はじめに

平成 16 年に本校に着任し、公民科科目を担当することになったが、本校が著作権教育研究推進校であることから、教科科目を通じて著作権教育を意識することになった。これまでも著作権については個人的にも関心があったので、年間の授業計画を考えながら著作権教育の一端に関わらせていただくことになった。

公民科はその科目の特性上、個人と社会のつながりを考察していくことが多い。その中で個人(法人も含む)の権利として、また情報化の進展という現象の中で、近年注目されている知的所有権のひとつとして「著作権」について学ぶことは生徒にとって有意義なことであることは言うまでもないが、とりわけ実際に著作権を生活や学習の中でどのように意識していくかという問題がある。本年度は著作権に関する学習・指導の中で、「著作権について知る」だけでなく「どのように運用するか」ということを中心において考えてみた。

I. 著作権指導の背景

これまでもメディアなどで指摘されてきたが、日本では著作権をはじめとする知的所有権に関する意識が低かった。1980 年代後半に日本企業がアメリカにおける企業活動で知的所有権侵害で訴えられたところから日本でも意識されてきたのだろうが、それでも企業の先端の部分で研究されていたぐらいなのではないだろうか。

1990 年代にアメリカで人気を博したテレビドラマで日本でも放映され話題になった『ビバリーヒルズ青春白書(Beverly hills, 90210)』の中で、大学生がレポートを盗作するという以下のようなエピソードがあった(第 7 シリーズ第 11 回「盗作事件発覚! (If I had a hammer)」第 12 回「無実への戦い(Judgment day)」)。

大学生のスティーブは、授業の課題のレポートを書くためにコンピュータを開いた。するとそこには前年度にその科目を履修したルームメイトであるブランドンが作成したレポートが文書ファイルで保存されていた。スティーブは、どうせ教授は気づかないだろうと思い、自分の名前を上書きしてそのレポートをプリントし提出した。ところが教授は前年度受講したブランドンのレポートのコピーを保存しており、スティーブの盗作が発覚した。教授はブランドンが共謀していると考え、スティーブとブランドンの両名を退学処分にすることを主張し、大学は査問委員会を開くことになった。ブランドンは自分がこの盗作に加担していないことを証明するために奔走することになる・・・。

筆者が驚いたのは、この盗作事件に対する大学の処分が退学という重いものだったことである。たとえば日本の大学でこのようなことが発覚した場合、どうなるだろうか。指導教官が学生を呼んで指導し、再提出を求めるか、その科目の単位を認定しないという程度の指導になるのではないだろうか。ドラマを通じて、アメリカではこの重い処分が当然のものとして受け入れられているようであり、著作権侵害が重罪と捉えられていることが感じられた。

さて、日本の中学・高等学校ではレポート課題などを課すことがあるが、生徒の提出したレポートを見ると、参考文献を抜粋して記述したり、ひどい場合は丸写しだったりすることもある。また明らかに友人のレポートを改訂したと思われるものが出てきたりする。平成 15 年度から導入された新しい学習指導要領では公民科の各科目について課題追究学習をさせることが示されている。課題追究学習の成果の発表形態はいろいろあるが、これを行うにあたり著作権の指導は不可欠なものとなってくると思われ、生徒が学んだ知識を実際に運用する絶好の機会だと考えることもできると考えた。

添付資料②「公民科における実践」

Ⅱ. 公民科教科書における著作権についての記載

では、高等学校公民科の教科書では著作権はどのように扱われているのだろうか。

筆者は現行の高等学校公民科教科書(「現代社会」15点、「倫理」11点、「政治・経済」15点)について、著作権をどのように取り上げているかを調べてみた。

①「現代社会」

「著作権」ということばが出ていた教科書は7点、著作権ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは2点、「著作権」ということばがまったくない教科書は4点であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分で、レポートや発表について「著作権との連関を示しながら引用や出典明示の必要性を記述」した教科書は2点、著作権についてはふれないが「引用・出典明示の必要性、自分の意見と調べたことは分けて書くなどの指示」をしている教科書は10点、引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものが3点であった。

②「倫理」

「著作権」ということばが出ていた教科書は1点、「著作権」ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは1点、「著作権」ということばがまったくない教科書は8点(そのうち「知的所有権」があったものは4点)であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分がある教科書は1点のみで、それも引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものであった。

③「政治・経済」

「著作権」ということばが出ていた教科書は10点、著作権ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは1点、「著作権」ということばがまったくない教科書は4点(そのうち「知的所有権」があったものは1点)であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分がある教科書は6点のみで、そのうち著作権についてはふれないが「引用・出典明示の必要性、自分の意見と調べたことは分けて書くなどの指示」をしている教科書は3点、引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものが3点であった。

また、著作権ということばの登場の仕方も、それぞれの科目の「情報社会」の部分で出てくるとは限らず、国際関係の分野でGATTのウルグアイ・ラウンドの内容説明で「世界的な知的所有権の保護」という文脈で出てくるものもあった。

Ⅲ. 公民科科目「倫理」での著作権指導の実際

前述のように、アメリカなどと比べて教育段階における著作権の意識・指導に欠けていると思われるところがあること、さらに現行の教科書では著作権に関する記述が必ずしも期待できない状況を踏まえて、著作権の指導を次のように考えた。

「情報社会」の項目(高等学校学習指導要領 第2章第3節公民 第2倫理 2内容 (2)現代と倫理ウ現代の諸課題と倫理)に取り上げられている)の指導の中で、次の3点を行う。

- 1 補助教材としてプリント資料を配布し、それについて解説した上で、生徒に著作権について考えたことを記述させる。また考査の出題範囲に入れて知識の定着を確認する。
- 2 夏休み明けに課題追究学習をさせてレポートで報告させる。その準備段階として、教材プリントを使いながら課題追究学習の手順、レポートの書き方などを説明する。
- 3 提出されたレポートを評価する際に、著作権上の手続きがどの程度守られているか調べてみる。

Ⅲ-1 著作権に関する基礎知識

「情報社会」の学習項目を教科書にしたがって学習した後に、情報モラル・情報倫理の関連として著作権の問題を取り上げた。中学校までにある程度の指導がされているようで「著作権」ということば自

添付資料②「公民科における実践」

体は生徒たちも知っている。ここでは具体的に「テレビ番組の録画」、「ビデオ・CDのレンタル」「コンピュータソフト」について取り上げ、生徒が日常的にやっていることは著作権違反なのかそうでないのか、ということの説明をいった。資料は数年前に筆者が生徒の質問に答える意味で著作権情報センターに問い合わせ得た知識をまとめたものである(資料1)。

最後に次のような筆者の大学時代のエピソードを口頭で紹介した。「大学2年生のときに『行政学』の授業があった。僕は興味のある分野だったのでまじめに出席しノートを取ったが、もともと出席を採らない授業だったので何人かの友人は授業に出なくなった。試験前に彼らは僕にノートを借りてコピーし、それを自分で覚えて試験に臨んだ。試験の結果は僕からノートを借りた友人たちは『優』だったのに対し、僕は『良』であった。自分の答案の書き方が下手だったのだとあきらめるしかなかったが、授業に出ずに僕のノートをコピーして『優』を取った友人たちには何か不快感を感じてしまった。この不快感は“著作権を侵害された”という感覚に近いのではないだろうかと思う。」厳密に言えば、筆者の了解の下でコピーしたのだから著作権侵害ではないのであるが、自分の努力の結果を簡単に持っていかれて他人に儲けられてしまう、という著作権侵害の被害の感覚に近いものであることは生徒たちも感じてくれたようである。

まとめとしてプリントの“Let's Write!”という部分に「著作権について、皆さんは日ごろどんなものをコピーしたり、ダビングしたりするのでしょうか。また、そのときにそれを製作したり著作したりした人のことをどのように意識しているのでしょうか。」という問いへの感想を書かせてみた。さらに、この学習内容を第2回定期考査で出題した。

Ⅲ-2 課題追究学習における著作権尊重の意識付け

課題追究学習とその報告レポートの書き方の中で、引用の方法、参考文献一覧の書き方を例示しながら詳細に示したプリント(資料2)を作成し、生徒に説明した。

Ⅲ-3 課題追究学習の評価における著作権の取り扱い

提出されたレポートは、項目を分けて100点法で評価した。100点の内訳を示す採点用紙(資料3)を作成した。生徒に対して、そのレポートのどこがどう評価されているかをフィードバックする材料になるので、内容について数行コメントをつけたレポートとともに採点用紙と採点用紙解説(資料4)を配布した。

Ⅳ. 著作権指導の自己評価

Ⅲに示したような著作権指導を、授業者として振り返りながら自己評価してみたい。

Ⅳ-1 著作権に関する基礎知識について

まず、“Let's Write!”に書かれた生徒の感想をいくつか紹介したい。

- ・私は図書館で借りたCDをMDにコピーしたり、レンタルショップで借りたCDをコピーしたりしている。最近はコピーできないようにしたCDとかが、多いので音楽業界の利益が冷えているという話を聞いた。←(高くても買わない&レンタルでコピーもムリ)PC上でのやりとり等でもカンタンに曲をあげたりもらったりもできてしまう。キレイ事を言えば、アーティストの作品を冒とくする行為なのかもしれないが、学生から言わせてもらえば、限られた小遣いの中でやりくりする苦労もある。だからと言ってそれがいいとも思わないし…という、けっこう堂々めぐりな念がある。PCで「できてしまう」ことが必ずしも「やっていい」ことではない、という、矛盾のように思える事実が、著作権をやっかいなものにしているのだと思った。簡単に侵すことができる権利だからこそ、守らねばいけないなあ…。
- ・私はいつもPCを作っていて、画像のサイトをよく見ます。その時に、よく、ディズニー画像があって、けいじばんなどに普通にはりつけたりしてます。それもちよさくけんにはんしていると知りおどろきました。でも、ちよさくけんがあっても、貸しかりはするし、ビデオなどもダビングしたり、普通に誰もが破ってしまっていると思います。
- ・自分は図書館で無料で好きな歌手のCDを借りたりしているが、それを製作した側はそれをどう思う

添付資料②「公民科における実践」

だろうか。そう考えると少し複雑で、申し訳ない気持ちになる。

- ・ちょっとちがうけど…、私はインターネットをしている時に“その絵は誰のもの”というサイトを見たことがあります。そのサイトではイラストサイトを開いている人が、盗作のひがいにあった事へのうったえが書いてありました。自分の作品を何の苦勞もしていない人が『自分の作品』として公開し、売っていたのです。本当に怒る気力も失せるぐらいひどいことだと感じました。
- ・私は友だちからよく CD を借りてダビングしています。著作権のことを意識することはなかったのですが、作った人の立場になって考えてみると、法に触れなくても、いい気分ではないかなあと思います。一人ひとりがもう少し、著作権について、考える機会が必要だと思いました。
- ・ダビングやコピーはそれをされた人の気持ちが大変だと思う。でも、私が不思議だなと思ったことは、例えば、今は友達から CD を借りて、MD にダビングしている人が多いけど、その中には自分が本当に好きな曲は友達が持っても自分で CD を買う人も多いと思う。著作権の問題はむずかしいけど、けっきょくその人自身の気持ちの問題につながると思う。
- ・CD を借りてダビングしたり、CD を貸したりよくします。でも私的利用でよいということとは知っていたので著作したり、製作したりした人たちのことはよく考えていませんでした。自分が製作したり、著作したりしたものを色々な人が利用して著者、製作者の利益が減ってしまうようでは困るけれども、広く利用され、たくさんの人たちに親しまれるようになることは、とてもよいことだと思います。
- ・授業で先生が言ったレンタルCDをMDにダビングしたりしています。本当はこれはいけないことなのかなあとぼんやり思うこともあったけど、あまり気にとめたことはありませんでした。以前知り合いにレンタルビデオをダビングする人もいました。「契約違反」になるのははじめて知りました。でもやっぱりバレなきゃ平気っていう範囲で考えてるんでしょうねえ。レンタルものをダビングするというのはレンタルのお店の利益を奪っているという新しい意識をもちました。
- ・ビデオの貸しかりについて、自分の行為も違反だったので驚きました。著作権については、まだまだ知られていない事がたくさんあるのではないかと思います。自分はCDやビデオをかりる立場なので「いちいち細かいな。」と思います。だけど、製作などに携わった人達には大きな問題であるのだと反省しました。著作権については、難しいことだと思うけど、主な規則をもっとアピールするべきだと思います。
- ・普段は、CDしかコピーしないんですけど、作った人の事とかは全然考えてませんでした。でも、本当に自分が好きな歌は買うので、まあコピーしてもいいかなって思います。あと、先生が言っていたように自分のノートとかを、一度も来なかった人に見せたって話はよくわかります。私も前に、友達に、宿題のプリント見せてって言われて、いやだなんて思いました。前日に、眠いのをがまんしてやったのに。ってくやしかったです。だから、それにも著作権使えないかなって思いました。
- ・私は貸してあげたこともあったし、貸してもらってコピーをさせてもらったりもしました。タダでやってたし無意識でした。著作権はあなどれないとおもいましたあゝ(笑)でも、中学校の時に著作権を勉強して、レンタルビデオ屋自体違反だと思っていたのでCDをレンタルするのは、少し気が引けていました。だから、この授業で正しい知識を身に付けることができたのでよかったです。著作権は深くてよくわかりませんッ。
- ・今まで私は自分がよければいいって感じで、安くで借りてダビングしたりしてたけど、作った人のことを考えるとひどい事をしていたと思いました。CDとかは1曲2曲だったりするのに高いなあと思ってたけど、それは使用料が上乗せされてたり、作った人の苦勞のお金だなとわかりました。だけど、友達に借りたりするのは今でも申し訳ないというか借りを作る気がして、気が引けて嫌でした。それと一緒に、CDとかも作った人の気持ちとか見えなくても、考えてちゃんと著作権を守ろうと思いました。
- ・今まで、テレビ番組のビデオと著作権をつなげようと思った事は無かったけど、今回の話を聞いて知

添付資料②「公民科における実践」

らなかったとはいえ、少し罪悪感を感じました。でも納得いかないのは一度見のがすとそれきりな番組のコピーは違法で、商業目的で手に入るビデオのコピーは OK な事でした。ビデオ会社も楽しやないだろうなと思いました。たしかに作った人を尊重するのは大事ですが、それを大勢で楽しむというのも良いんじゃないかなと思いました。あくまで相手に害が無いようにですが。

生徒によって理解の差、知識の差があるのは否めないが、著作権について考えて見る必要はある、自分が侵害されたら、と相手の立場に立って考える意見も多く、それなりに定着したのではないかなと思う。生徒にインパクトがあったのは、「テレビ番組を録画する行為はコピーを製作することなので、録画した人以外に貸したり見せたりすると、料金を取らなくても著作権違反になる」、ということであつたようだ。見逃したテレビ番組を録画した友人から借りるなどは日常的に行われることだからである。これは 3 年前に著作権センターに問い合わせたときには違反と言われたが、今年度校内で教員対象に行われた著作権講習会では「家族、親しい友人 5 人ぐらいの範囲なら可」と解釈されていることを知った。著作権の解釈がいろいろ変化していることを知るきっかけとなった。

考查問題(資料 5)については、以下の 2 問が著作権にかかわる出題であつたが、

- ・次のア～エの行為が著作権違反であれば×を、問題なければ○を解答欄に書け。

ア 見逃したテレビ番組を友人がビデオ録画したので、貸してもらった。(正答× 正答率 99%)

イ 図書館で借りた本が面白かったので、全部コピーして製本した。(正答× 正答率 88%)

ウ レンタルショップから借りた CD を MD に録音した。(正答○ 正答率 96%)

エ 児童館でアニメビデオを購入し、子どもを集めて上映会をした。(正答○ 正答率 85%)

- ・(尊厳死の宣言書に関して)この問題に使用した資料は、日本尊厳死協会が作成したものである。テスト問題にこの資料を載せることは著作権上違反になるかならないか。理由をつけて答えよ。

正答 違反にならない(正答率 94%)

理由については、「教育に関するものは著作権法で免除される」といったものが大多数で、「出典がきちんとついているから」というものが数名、また「違反だったら先生がこの資料を問題用紙に載せるはずがないから」というものも少なからずいた。

考查問題の正答率がすべて 85%以上であることからみて、著作権に関する知識はかなり定着したと言えよう。

IV-2 課題追究学習における著作権尊重の意識付け

これはレポートを採点しながら、考察していくことになった。採点用紙の中の

I. 構成

- ・参考文献一覧がきちんとついているか。 /5

II. 内容

- ・引用・出典が明示されているか。 /10

の 2 項目について、採点結果を調べてみたところ次のようになった。

	5 点 / 10 点	0 点	部分点
参考文献一覧	71 人 61.7%	19 人 16.5 %	24 人 20.9 %
引用・出典の明示	38 人 33.0 %	35 人 30.4 %	41 人 35.6 %

*5 点 / 10 点は完全に要求を満たしている。0 点はまったく満たしていない。

部分点は、一部出来ているが、完全でないものを示す。

参考文献一覧はついていても、「参考文献 3 点以上を使う」という規定を満たしていないと、部分点扱いになってしまうので、80%以上が参考文献一覧をつけていることになる。こうなると文献

添付資料②「公民科における実践」

を明示することは定着してきているが、具体的なレポート本文内の引用・出典明示については33%しかきちんと出来ていないことになる。これはやはり指導方法を再考しなければならないだろう。最終提出の前に、一度中間提出をさせて個々に問題点を指摘していく指導を行えば、内容・形式ともよくなるだろうと考えられる。

V. 氏名表示権の扱い

ここまでは、年度当初にある程度想定して計画的に行った指導経過なのであるが、年度途中で著作権の教員校内研修会で来ていただいた講師の三橋信司先生(社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会)の講義の中から、「著作権といえば、他人のそれを侵害しないように考えることが多いが、実は自分の権利としてもっと主張すべきではないか」という点で示唆を受けた。つまり、生徒は自分の書いたもの(答案でもレポートでも)に著作権を保有しているのであるが、そこに氏名表示権があるという点である。

筆者は前述の“Let's Write!”のような課題を年間8回ほど行っており、生徒の書いたものの中から、よく出来ていたりユニークだったりするものは「みんなの意見」というプリントにまとめて生徒に配布している。これまではプライバシーの観点から名前を伏せた形で作成していたが、生徒が著作物に氏名表示権を持つのであるから、この権利を主張したいものは尊重すべきであるということを考えた。そこで以下のような文書を配って、説明し、署名と回答を得た。

「みんなの意見」を作るにあたって

これまで「倫理」の中で、“Let's Write!”というかたちで、皆さんにいろいろな意見を書いてもらってきました。僕はそれを読んでコメントを書いて返却していたのですが、その作業の中で「よくまとめて書けているもの」「ユニークな意見で面白かったもの」は記録しておきました。

ある程度まとまったので、ぜひ皆さんとこの記録を共有したいと思っています。ほかの人がどんなことを感じ、考えているのかを知ることは自分の考えを深める上で大切なことだからです。しかし、“Let's Write!”に書かれた一つ一つの意見は皆さんの「著作物」ですので、皆さんの了解なしには公開できないと考えています。

裏面は前にいた学校で発行していたものの見本です(ここでは略)。従来は「プライバシー」の観点から、

- ①名前を出さず、匿名で掲載する。(これは自分が書いたとわかれると恥ずかしいから、という意見が多かったからです。)
- ②松澤のコメントは載せない。(これは私と一人一人の生徒の間のプライベートな「会話」だと思っているからです。)
- ③個人のプライバシーがかかっているものや個人が特定できるものは載せない。という形でやってきました。

しかし、皆さんの著作物ですから、「著作権」を尊重したいと考えています。著作権の中には「氏名表示権」というものもありますし、それはいらないという人もいるでしょう。以下の質問に丸をつけて提出してください。

- 1 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、名前を出さないなら「みんなの意見」に掲載されてもいい。
- 2 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、「みんなの意見」に掲載されるなら、氏名をつけて掲載してほしい。
- 3 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、「みんなの意見」に掲載されることはいかなる形でも拒否する。

1 年次 組 番 氏名

添付資料②「公民科における実践」

この説明段階で、著作権は守ることと同時に主張することも大切であることを説明し、一人一人の権利を守りながら「みんなの意見」を作りたいということを伝えていった。

結果は、1を選択したものが104名、2を選択したものが14名、3を選択したものが3名だったので、その後の「みんなの意見」の作成ではそのとおりに扱った(資料6)。この説明をしているときに印象的だったのは、「中学校のときに体育祭の感想を書いて出したら、勝手に学級通信に載せられて不愉快だった」と発言した生徒がいることである。何気ないところで著作権を意識できるように教員も生徒も気づいて行きたいものだと感じた。

おわりに ～1年間の著作権指導を振り返って～

筆者は年度末に生徒に授業アンケートを行って、次年度の授業計画の参考にしている。今回は質問項目に著作権に関する設問を入れてみた。

E. 課題追求学習のレポートについて

イ 事前に著作権に関して、学習しましたが、

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 いろいろわかって、ためになった。レポート作成にも活かした。 | 57.0% |
| 2 ためになったと思うが、レポート作成には反映しなかった。 | 31.6% |
| 3 知っていることばかりだったので、特に新しい発見はなかった。 | 5.3% |
| 4 興味が持てず、つまらないと思った。 | 6.1% |

ということで、88%以上の生徒が著作権指導について、「ためになった」と回答している。

著作権について、概念知識の習得だけでなく、実際にそれを運用するということを指導の基本に考えてきた。結果的に生徒は、課題追求学習のレポートにおける引用・出典・参考文献などの書き方(著作権を守る)と、氏名表示権の行使(著作権を主張する)について体験することになったが、指導する側としても有意義な体験であった。

著作権の運用や解釈は、これからも社会の変化に伴って変わっていくと考えられる。まず、教員自らが積極的に学び、生徒に伝えていかなければならないと痛感した1年であった。

(参考文献)

- ・文部省検定済み教科書 現代社会 15 点、倫理 11 点、政治・経済 15 点
- ・文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』実教出版 2001
- ・三橋信司「著作権教育における指導内容について」(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 2004
- ・ウェブサイト「好き！好き！ビバリー！」 <http://sue.music-cafe.tv/90210/>
(放送回のタイトルなどはここから引用したが、エピソードの内容は筆者の記憶による)

以 上

キャリアガイダンスⅠ 学習指導案 (2005年 1月 25日)

第24回	実施日：2月7日(月)	場所：1年次各HR	授業形態：一斉
主 題：研究調査活動と著作権			
本時の指導目標 1 著作権の概要を理解する。 2 研究調査および結果報告において、収集した情報に関連する著作権の処理（引用等）について理解する。			
時間	指 導 内 容	学 習 活 動	準備・留意点など
導入 5分	・「著作権」について考えてみよう」を配布する。 ・「著作権学習資料（抜粋）」を配布する。	・「著作権」について考えてみよう」を受け取る。 ・「著作権学習資料（抜粋）」を受け取る。	
展開1 25分	・配布済み資料にて、研究発表までの日程を確認する。 ・「著作権」について学ぶ意義を伝える。→「1. はじめに」 中学校でどのくらいの生徒が「著作権」を学んだか？ 社会の情報化の進展 安易な複製の横行（中国などでは大きな問題に） 知的財産権を保護する必要性 文化的活動を阻害する要因を排除しなくてはならない ・著作権の概要を伝える。→「2. 著作者と著作物」 ※この部分は深入りせずざらっと扱う。 著作物と著作者の定義 著作者人格権と財産権としての著作権の違い 著作権の種類（簡単に） ・例外措置→「3. 著作権の例外措置」 私的複製（拡大解釈は禁物！） 学校での利用（特例はあるものの、財産権の侵害につながると違法になる） 収集した情報は原則として引用による利用を行う	・著作権についての認識を述べる ・中学校で著作権について学んだ生徒に挙手してもらう。 ・場合によって、どのようなことを学んだか話してもらう。 ・著作権の所在を身近な例で答える 自分も著作者になることがある。 届け出をせずとも著作権は発生。 使用許諾を得ることがポイント。 ・身近な事例を思い出して答える MD メディア等の価格には、私的利用によるコピーの対価が含まれる。	
展開2 10分	・研究発表における留意点→「4. 調査研究活動と著作権」 3月の発表会までに行う調査研究での留意点を指導。 特に「引用」の成立要件を確認させる。 「引用」による著作物の利用の実際を指導する。	・どのような場面で引用が必要であると思うか答える。	
まとめ 5分	・著作権を尊重することはこれからの社会の常識になる。 ・調査活動における著作権の知識は大学でも社会でも重要。		
提出物・ワークシート（次回に提出でも構わない）			
実施後の反省点・その他			

「著作権」について考えてみよう」と「著作権学習資料（抜粋）」を参考に、次の空欄に適当な文章を入れてみましょう。

1. 著作権の必要性
著作権を守らない
→ 著作物が勝手に（ ）され（ ）が得られなくなる
→ 得られるはずの（ ）がなくなる
→ 社会において（ ）活動が停滞する
2. 著作権の種類
著作権は、大きく（ ）と（ ）に分けられる。通常、著作権という場合は（ ）のことを指す。
（ ）は譲り渡すことができないが、（ ）は譲り渡せる。たとえば、ピカソの描いた絵画が売買されるとき、（ ）はピカソに属すが、（ ）はピカソに属さない。
3. 著作権の発生と消滅
著作権が発生するのは（ ）で、消滅するのは（ ）である。したがって、こどもの作文は書いた瞬間に著作権が発生し、たとえ生徒の書いた作文でも先生が断りなしにコンクールに応募してはならない。また、夏目漱石（1867-1916）の書いた「吾輩は猫である」の著作権はすでに消滅しているため、それを無断で公開しても構わない。
4. 学校での著作権
学校の授業で使うために、担任の先生や生徒が著作物を無断でコピーすることは、著作権の例外措置として許されている。
しかし、英会話学校やパソコンスクールは（ ）を目的としているのでこの措置は適用されない。
自分の授業で使う資料を、授業を担当しない人にコピーさせることはできない。
また、先生がコピーでき（ ）授業においてのみで、他の先生がそれを借りて自分の授業に使うことはできない。
無断で行うコピーは（ ）の部数でなくてはならず、生徒の保護者用に増し刷りをすることなどは許されない。
（ ）されしていない著作物の無断コピーは授業で使用する場合も許されない。
無断でコピーできる場合でも（ ）を明示しておく必要がある。
5. 著作物の引用
インターネットや書物から得られた情報を自分の研究発表で利用する場合は、引用という手続きが必要になる。このとき、次のようなことに気を付けなくてはならない。
・（ ）に合致していること。
・引用の（ ）があること。
・引用部分と自分の著作部分が（ ）されていること。
・自分の著作物と引用した著作物との（ ）関係が明確であること。
・（ ）が明示されていること。

組	番	氏名

「著作権」について考えてみよう」と「著作権学習資料（抜粋）」を参考に、次の空欄に適当な文章を入れてみましょう。

1. 著作権の必要性
著作権を守らない
→ 著作物が勝手に（コピー）され（利益）が得られなくなる
→ 得られるはずの（創作意欲）がなくなる
→ 社会において（文化的な）活動が停滞する
2. 著作権の種類
著作権は、大きく（著作権者人格権）と（著作権（財産権））に分けられる。通常、著作権という場合は（著作権（財産権））のことを指す。
（著作権者人格権）は譲り渡すことができないが、（著作権（財産権））は譲り渡せる。たとえば、ピカソの描いた絵画が売買されるとき、（著作権者人格権）はピカソに属すが、（著作権（財産権））はピカソに属さない。
3. 著作権の発生と消滅
著作権が発生するのは（著作物を作ったとき）で、消滅するのは（著作権者の死後50年）である。したがって、こどもの作文は書いた瞬間に著作権が発生し、たとえ生徒の書いた作文でも先生が断りなしにコンクールに応募してはならない。また、夏目漱石（1867-1916）の書いた「吾輩は猫である」の著作権はすでに消滅しているため、それを無断で公開しても構わない。
4. 学校での著作権
学校の授業で使うために、担任の先生や生徒が著作物を無断でコピーすることは、著作権の例外措置として許されている。
しかし、英会話学校やパソコンスクールは（営利）を目的としているのでこの措置は適用されない。
自分の授業で使う資料を、授業を担当しない人にコピーさせることはできない。
また、先生がコピーでき（自分の）授業においてのみで、他の先生がそれを借りて自分の授業に使うことはできない。
無断で行うコピーは（必要限度内）の部数でなくてはならず、生徒の保護者用に増し刷りをすることなどは許されない。
（公表）されしていない著作物の無断コピーは授業で使用する場合も許されない。
無断でコピーできる場合でも（出所）を明示しておく必要がある。
5. 著作物の引用
インターネットや書物から得られた情報を自分の研究発表で利用する場合は、引用という手続きが必要になる。このとき、次のようなことに気を付けなくてはならない。
・（公正な慣行）に合致していること。
・引用の（必然性）があること。
・引用部分と自分の著作部分が（区別）されていること。
・自分の著作物と引用した著作物との（主従）関係が明確であること。
・（出所）が明示されていること。

組	番	氏名